

令和3年第8回農業委員会総会議事録

令和3年8月18日（水）第8回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員 9人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子			6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員 1人 5番 三輪 金樹

議事	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第42号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第43号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

報告事項	法務局照会について
	完了届について
	営農型発電施設工事完了（進捗状況）報告について
	農地法第18条第6項の規定による通知について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	竹村 陽子
	参事	三村 真司
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

三村参事	委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第8回総会を開催いたします。本日の出席は、27名で欠席の方は推進委員5番三輪委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。梅雨が明けた途端に暑い毎日が続きましたが今度は長雨ですが2～3日すれば止むのではないのでしょうか。この雨で被害が発生していますが皆さんの所はどうでしたか。今月から始まります利用状況調査や毎月の現地調査など日中を避けて実施し体調には十分注意していただきたいと思います。今年の利用状況調査は、○とAとB外全て重要なのですが、特にBにおいて完全に山になっている農地ですね。そのここ何年かで茂っていて林になり立ての農地がありますが、皆さんの受け持ち範囲内でそれが把握できるようにしておいていただければ良いのではないかと思います。耕作放棄地でも完全に山になり、木を売っても良いような所でも農地だったりする所も有りますのでその様な所は完全な山林です。ここ2～3年で木が生えてAからBになった所も有りますが、そこも耕作放棄地の対象ということで、転用して使える所が有れば、それも耕作放棄地の解消に当たるのではないかと思います。完全に山林にするのは色々あるのですが今はどのようになっているのか県と市と申請する方法が有るのではないかと思います。年数の経ったBと、なり立てのBとが区別できる方法を自分の範囲内で分かるようにしておけば役に立つのではないのでしょうか。本日も、よろしく申し上げます。
三村参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、13番伊達委員に先導をお願いいたします。
伊達委員	「農業委員会憲章」の先導
三村参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくをお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、10番神山委員、11番宮脇委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を8月3日に行っております。場所は、大佐永富、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は県外に居住していますが、申請地を耕作している経緯があり、この度、同地を取得申請することとなりました。申請地をすべて耕作する予定に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、親族間で協議の結果として、譲受人に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。3番

宮本委員

3番宮本です。8月10日に後藤委員、山田委員と現地を調査しました。場所は刑部駅の反対側の角にある総合センター隣です。本人と会いましたが米子から一時間半かけて週に2回来られ耕作されて稲も植えられていました。問題ありません。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第41号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を8月3日に行っております。場所は、千屋実、現況地目は田3筆、畑5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・栗・柿、作業従事者は3名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、申請地付近に移住手続き中であり、耕作に必要な機械を確保しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、近く移住して営農する申請者との間で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。2番。

小田委員

2番小田です。8月16日、泉推進委員、真壁推進委員、私の3名で確認しました。8月7日に譲受人の方と話をしました。空家を購入しこれに付随する農地であるということです。場所は、千屋の神戸上線のいろりの家すぐ上の空家を購入されました。家の周りに畑、●●●番地は農機具倉庫になっています。●●●番、●●●番は田で地元我々が水稻を耕作している中山間があるのでこの農地に関してはこの後4年間継続しましたので耕作されます。後の田畑は、譲受人が漢方の会社と契約し畑には全て菊芋を植え試験栽培をされると言われましたので全て耕作されません。又、蚕を飼い絹を作ると言われており既に桑の木を2～300本植えてます。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定いたします。続いて議案第41号農地法第3条3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、3番でございますが、現地確認を8月3日に行っております。場所は新見、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は畑、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲受人が長年にわたり賃借し耕作してきた土地であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。8月16日、溝尾推進委員と現地確認しました。場所は、●●●から100m上った左手にあります。耕作されており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定いたします。続いて議案第41号農地法第3条4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、4番でございますが、先月別断面積の設定を受けた件です。現地確認を6月29日に行っております。場所は、唐松、現況地目は田2筆、畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲・野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、別断面積の設定で設定されております、下限面積0.1アールを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、地域に定住する農家へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。先月報告させていただいた所です。前回報告させていただいたのですが野菜を植えられておりました。家の横に大きな畑がありそこも以前の所有者の方の木を伐採されて綺麗にされていました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。今の4番の場所ですが、先月、別段の面積で出ましたのでよろしくをお願いします。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第42号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第42号農地法第4条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、議案第42号第1番でございます。確認を7月7日に

	<p>行っております。場所は、豊永宇山、現況地目は畑、2筆でございます。転用目的は嵩上げで、転用理由は、申請地が窪地であり、雨水が流入しやすく生産性・利便性が低いことから、今回嵩上げを行い、生産性・利便性を向上させるというものです。期間は許可日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、事業費は記載のとおりで、施工業者負担でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。9番。</p>
藤本委員	<p>9番藤本です。現地を8月9日に私と神山委員、藤川委員、妹尾推進委員、申請者と5人で確認しました。場所は、北房井倉哲西線を北房の方へ向かうと豊永郵便局がありそこから南へ直線にして200mぐらいの所です。現場は木が生え影っており埋め立て時にこの木も伐採することです。そして利便性を図るためなので問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。はい、7番。</p>
後藤委員	<p>嵩上げ高はどのぐらい上げられるのですか。なぜ施工業者が負担するのか。これは、業者が残土を捨てるのですか。普通は違うと思う。自分でするのであれば業者へお金を払いますが業者が負担をするのは、業者は建設業ですか、大工さんですか、左官さんですか。</p>
藤本委員	<p>これは、北房の●●石灰です。山から石灰と適用されない残土を利用して床上げをし、畑に戻します。設計図も提出されています。</p>
小林主査	<p>高さは、15mです。</p>
会 長	<p>周りの隣地も込めて工事するその中にこの2筆が有るのです。そこから100m先に完成した場所が有ります。全体では5～6000㎡あるようです。</p>
後藤委員	<p>農業委員会では、嵩上げの許可範囲はどの位なのですか。</p>
会 長	<p>1m以下は報告事項で良いが、この件は1m以上なので一時転用として出します。</p>

小林主査	今回4条申請を頂き嵩上げ1 m以上大規模のもので高さの計画では、5 m法面をして2 m平の所があり、また5 mとこれを3段にするということで15 mの届が出ています。嵩上げの高さ限度ですが、只今手元に情報がございません。
会 長	農地はこの2筆で出来るということですが、林地開発は3000 m ² で出来るので林地開発の許可が出ている所です。6000 m ² の中にこの届出の2000 m ² が有りそこだけを上げるのではありません。
小林主査	農地以外も含めて6000 m ² であり10000 m ² を超えないので林野の開発からは対象ではないと担当から回答を得ています。本人からは、ぶどうの耕作営農計画書が提出されています。
会 長	それではここで10分間休憩をとります。 ～ 休 憩 ～
会 長	はい、時間がまいりましたので再開します。嵩上げの上限について事務局からの回答をお願いします。
小林主査	嵩上げの条件ですが、公道や周辺の農地に著しい段差が生じないということが規定となっていて具体的な高さの制限はございません。営農計画書を出していただいており3ヶ月ごとに経過報告を頂くようになっています。
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので、議案第42号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。尚、面積が30 a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい」

会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第43号農地法第5条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、1番について説明いたします。現地確認を8月3日に行っております。場所は哲西町八鳥、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は宅地です。転用理由は、他に適地がないことから、やむを得ず実家隣りの申請地に住宅（木造2階建て）を新築するものです。</p> <p>契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から1年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建築費は記載のとおりで、自己資金・借入金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。17番。</p>
奥津(忠)委員	<p>17番奥津です。8月9日に三上委員、奥津推進委員、私とで確認しました。場所は、野馳小学校前の県道を国道182号の方へ約50m先右側に寺があります。そこを約10m先の左側に畑がありました。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>

会 長	<p>諮問不要として許可決定とします。続きまして、議案第44号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村局長	<p>今回、新規の貸し付けが1件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。今回は坂本、田7筆、10年の使用貸借となっております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員3番。</p>
泉委員	<p>推進委員3番泉です。確認を8月15日に眞壁委員と行いました。田7筆ですが、最初の●●●番地から最後の●●●番地まで行程2K離れています。180号線を上市から千屋方面に行きますと●●●●があり、そこを過ぎると旧180号線と現状の180号線の分岐点があります。そこに●●●●があり旧道に入り30m先右手に●●●●があります。又、旧道を北進し50m先千屋方面に向き右下に●●●●があります。そこを北上200m先にバス停矢の峰登山口がありその手前を180号線と連絡する農道があり180号線と突き当たった所に●●●●があります。180号線を上がり反対側に●●●●があります。旧道に戻り500m先バス停がありそこから市道に入ると●●●●があります。旧道まで北上し60m先●●●●があります。また北上し道下に●●●●がありました。耕作者と希望者と貸付人は叔父と甥になり借受人は私たち中山間事業と一緒に日頃よく情報交換できているので問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。●●●地番で17㎡は耕作されているのですか。</p>
泉委員	<p>実際に耕作されており、畳ですと8畳あるかないかの面積ですが2年ぐらい前から耕作のお手伝いさせて頂いています。</p>
会 長	<p>他に、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号新規の議案に賛成の</p>

方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

竹村局長

再設定が1件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

(ありません。)

再設定について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。報告事項に入る前に35分まで休憩にします。

～ 休 憩 ～

会 長

時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります法務局照会について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

法務局照会について今回8件ございました。1番の場所は哲多町蚊家、確認を6月30日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は豊永宇山、確認を7月13日に行いました。登記地目は畑、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答していま

す。3番の場所は井倉、確認を7月13日に行いました。登記地目は畑、現況地目は宅地という申請で、昭和45年より宅地になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。4番は3番と同一人物からの申請で、場所は井倉、確認を7月13日に行いました。登記地目は畑、現況地目は雑種地という申請で、先程の3番の宅地・畑に接する通路になっているというものです。時期については不詳です。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は唐松、確認を7月13日に行いました。登記地目は田2筆、畑1筆、現況地目は山林という申請で、時期不詳で山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。6番は5番と同一人物からの申請で、場所は唐松、確認を7月13日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は雑種地・原野という申請で、時期不詳で雑種地・原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。7番の場所は千屋井原、確認を7月13日に行いました。登記地目は畑2筆、現況地目は山林という申請で、時期不詳で山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。8番は7番と同一人物からの申請で、場所は千屋井原、確認を7月13日に行いました。登記地目は畑3筆、現況地目は山林という申請で、時期不詳で山林になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。

この件について、関係地区委員より報告願います。順次1番から5番。

会 長

小川委員

5番小川です。6月25日に逸見推進委員、宮脇委員、井藤委員、私と4名で確認を行いました。場所は、一般県道大野部哲多線409号線の道に面した一角です。もう少し具体的に説明しますと●●●コミュニティーハウスから大野部方向へ約50m先にありました。長年、2筆とも耕作された様子も無く竹が繁殖し原野として報告します。

続いて9番。

会 長

藤本委員

9番藤本です。先月の総会で報告しましたが7月、私と妹尾推進委員、藤川委員と現地を確認しました。原野、原野以上の状態でした。場所は、湯川診療所から南へ直線で1.5K先、公会堂から200m先にありました。

3番から6番まで、13番。

<p>会 長 伊達委員</p>	<p>1 3 番伊達です。現地確認を7月9日、逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。場所は、●●運輸の事務所から南へ200m先国道沿い西側に家がありました。4番の雑種地はその家の北側にありました。続いて5番、6番の現地確認は、8月6日逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。場所は、●●集落の北側、三叉路があります。●●●地番が三叉路から約100m北に上がって東側50mぐらいの所です。●●●地番は、その三叉路から市道を100m先へ宅地、畑がありましてその宅地に面した所です。●●●地番は、唐松ダム第2堰堤の北西約500mへ立地しています。●●●地番は、宅地後の面に接していました。●●●地番は宅地と市道を挟んで西側にありました。以上です。</p> <p>続いて7番を2番。</p>
<p>会 長 小田委員</p>	<p>2番小田です。7月8日泉委員、真壁推進委員、私と3名で確認しました。場所は、千屋井原に申請者の実家があります。その周り全て植林されて家の周りだけは伐採されて売られていました。以上です。</p> <p>続きまして、完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>会 長 竹村局長</p>	<p>完了届が4件出ています。1番が豊永佐伏地内農地法第4条による墓地への転用、2番大佐小阪部地内農地法第5条による道路拡張、3番哲西町畑木地内農地法第5条による住宅用地、4番哲西町大野部地内農地法第5条による住宅用地となっております。農地パトロールを回って頂いて完了届が出たものです。以上です。</p>
<p>会 長 藤川委員</p>	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から14番。</p> <p>14番藤川です。8月12日に確認しました。墓地が出来ていました。以上です。</p>
<p>会 長 宮本委員</p>	<p>2番お願いします。3番。</p> <p>3番宮本です。8月10日に確認しました。完了届が出てない事を説明しましたら出して下さいました。寺の参道入口を拡張したもので完了していました。</p> <p>続いて17番。</p>

<p>会 長 奥津(忠)委員</p>	<p>17番奥津です。8月9日に三上委員、奥津推進委員、私とで現地確認しました。家が建てられていました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて営農型発電施設工事完了（進捗状況）報告について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>竹村局長</p>	<p>営農型発電施設については、転用許可権者は、下部の農地における農作物の生産に係る状況報告を年1回受けること又は、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする事となっています。農地は土橋地内、6月の総会で進捗状況報告をいただきましたが、今回は施設の工事の完了報告として、進捗状況の報告がありました。今後もこの一時転用期間の間において、3か月ごとに進捗状況の確認を行う予定です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>9番藤本です。設備は完了していますが最初の予定菌床キクラゲ1,000個がまだ入っておりませんので、随時進捗状況を頂こうと思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>続いて農地法第18条第6項の規定について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>竹村局長</p>	<p>農地法第18条第6項の規定による通知が1件出ております。場所は新見、畑1筆農地法第3条による賃貸借権を解約するものです。今回、3条許可申請3番の売買で譲受けをして契約された所です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。7番。</p>
<p>倉脇委員</p>	<p>7番倉脇です。先ほど3条で出た通り借受人が買取られたためです。</p>
<p>会 長</p>	<p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>（ありません。）</p> <p>続きまして、その他農地パトロールの報告を各班の代表よりお願いします。北部から順次お願いします。</p>

藤本委員

私の班は新見南部地区、土橋のソーラーの進捗状況を見ました。建物は完成していましたが約束のキクラゲ菌床 1,000 個は入っていませんでした。次に、草間下野地区、●●●●の碎石を取るためにほとんどの畑を買取し、いずれは畑が無くなるであろう場所を見て回りました。

会長

昨年のパトロールと、どうでしょうか。

藤本委員

荒れている土地を見るのは、同じ所を見るようになるので今年は、違う所で今問題になっている太陽光と、土地が無くなる所を重点に見ました。

会長

ありがとうございました。次、1班新見北部地区、眞壁委員。

眞壁委員

1班です。範囲は、新見上市、坂本、千屋、菅生、熊谷です。坂本の●●地区。平成30年7月水害で全体からですと25aぐらい田が駄目になりました。そこは復帰していますが、地権者に聞くと田は肥が無く石がゴロゴロして全然使い物にならないので一部の地権者は行政に交渉をしているということでした。見た感じでは完成です。千屋の●●水田ですが、用水路の流出によって耕作が不能となっています。菅生の天原、広い範囲が山で耕作者がいない状況です。熊谷の●●水田、用水が来ないので一部では耕作できるが難しい状況です。下熊谷の●●水田、災害によって河川が駄目になり田の耕作ができない。これについては、河川工事に来ており来年ぐらいか今年中には、完成するのではないかと思います。以上です。

会長

続いて3班大佐地区、山田委員。

山田委員

昨年は田治部地区を見ましたが、今年は君山地区を見回りました。農地は全体で20町ほどあるがその内6町耕作している。後は、荒廃農地でした。山越しに●●へ入ると24、5年ぐらい前は18家ありましたが現在は5家12人で住んでいます。面積は分かりませんが田は、稲作は一軒もしておらず、家の周りに少し野菜畑があり後は、耕作放棄地でした。又、山越しに大井野地区に入り、ここは昔から農地が30町ありましたが1割が荒廃農地です。尚、違反転用や廃棄物等はありませんでした。

会長

4班神郷地区、仲田委員。

仲田委員

地域おこし協力隊隊員のカシス農地を見にいきました。段ボールを敷いてあるようですが草が生えています。ヤギを二頭飼われていました。10年後は計画されているような森になればと思います。そして完成届の出た無い2ヶ所、三室のトマトハウスですが、もう出荷をしていましたので完成届を出すように頼みました。もう一件、下油野の現場でも完成届を出すようにお願いしましたので近日中に出ると思います。以上です。

会長

続いて5班哲多地区、井藤委員。

井藤委員

田淵から成松、本郷、老栄と届の出た無い所を見回りました。田淵は、番地が●●●番ですが申請が●●●番でして、●●●番の上が嵩上げされていて田ですので確認をお願いします。老栄は更地のままになっていました。

会長

続いて6班哲西地区、三上委員。

三上委員

哲西町全域を見回りました。完了届を督促し出してもらいました。無断転用、耕作放棄地を全般に見回りましたが目立つものはありませんでした。災害復旧の進捗状況とか、最近町内で林木を非常に伐採されているので農地に影響が出ていないか見ましたが問題ありませんでした。以上です。

会長

皆さん、ご苦労様でした。ありがとうございました。

小林主査

事務局から失礼します。利用状況調査について説明したいと思います。お手元のファイルを開いて下さい。毎年お世話になっているのですが2枚目記入例を見て下さい。様式につきましてはほぼ昨年と変わらないものを準備させていただいておりますが調査の内容変更が一部入った関係で項目が増えています。2021年調査の赤点線の枠の所に調査結果を記入していただくことになります。

農地の形状ですが、○が耕作地又は不作付け地、AがA分類で再生利用が可能な荒廃農地、BがB分類で再生利用が困難と見込まれる農地、「外」が農地以外に転用された土地で耕作しないための原野化した山とかは転用ではないので外には該当しません。「一」が調査不能、場所がわからない等です。この様なものがあれば横の備考に内容を書き添えれば助かります。続きまして遊休農地等の現況、これが今年新しく増えた項目になります。農地の形状がAとBに該当するものを記入していただくことになります。AもしくはBに該当する形状地を記入するもの

です。かたかなの「ケ」が傾斜地、「フ」が不整形地、「キ」が狭小地、「シ」が湿田、「イ」が囲繞地（いにようち）、接道がない土地です。「レ」が連担が困難、「※」がその他で、備考に内容を記入していただければと思います。「／」は遊休農地等になりうる現況は有していないということで形状が原因で遊休農地になっている以外です。続きまして農機具の欄で農地の形状がA分類のみ記入して下さい。「○」が農機具、コンバイン、トラクタ、軽四トラック等が進入できる農地、「×」が農機具が進入できない農地です。進入路の有無を記入して下さい。次が解消分類欄です。去年は荒廃農地A又はBだったものが、今年は○になった理由でかたかなの「ア」が営農再開、「イ」が基盤整備後営農再開、「ウ」が保全管理で記入して下さい。最後、備考欄ですが「外」になっている転用されている場合の状況について書いて下さい。道が公衆用道路、山が植林された山林、宅が宅地、雑が駐車場や空き地等の雑種地です。今年は、この様式でいたしますのでよろしくお願いいたします。これから調査に着手して頂きますが、最終的な調査表を10月末までに事務局へ提出していただきたいので、計画的に調査をお願いします。資料を付けていますが担当地区で抜けているとかありましたら至急、事務局へ教えて下さい。よろしくお願いいたします。

竹村局長

今回の利用状況調査の詳しい説明は、封筒の中に入れてお渡しした業務必携の10ページあたりから説明が出ておりますので又、お目通し頂ければと思います。

三村参事

それでは次回の総会ですが、前回第7回の総会の折に9月17日（金）とご案内させていただきましたが9月の定例市議会の日程都合で次回は9月13日（月）午前9時30分から、南庁舎3階大会議室となっておりますがよろしいでしょうか。また10月は15日（金）午前9時30分からでいかがでしょうか。

会 長

他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。

三上委員

利用状況調査の新たに確認する項目で、6番連担が困難の連担はどのような意味ですか。

小林主査

集積の言葉と同じようなもので、計画的に飛び地のような関係で耕作放棄地になっているようなものがあればこれに該当すると思いますので理由を書いておいて下さい。

他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。ないようでしたら

会 長	閉会を仲田代理にお願いします。
仲田委員	<p>その前に、利用状況調査についてですが農機具が進入できるかできないか、進入できてもたとえばバタを敷かないと進入できないとか、軽四トラックは入るが大型コンバインは入らないとか色んなことがあると思いますが、目安としてできさえすれば良いのか、裕にできるのかお答え下さい。</p>
小林主査	<p>農地によって条件が様々あると思いますのでおおざっぱに一般的なところで記入していただき、特殊な条件があれば備考に記入していただき中間管理機構に委託できるかどうか等も書いて頂ければと思います。</p>
仲田委員	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午前 11 時 00 分)</p>	